

令和 8 年度 第 1 回洲本市地域公共交通会議 運賃協議部会 会議録

- 日時：令和 8 年 6 月 22 日（月） ①13:00～13:15 洲本市コミュニティバス（上灘・沼島線）
 ②13:30～13:45 洲本市コミュニティバス（五色地域線）
 ③14:20～14:40 淡路交通株式会社「縦貫線（下加茂・洲本車庫前～洲本バスセンター～津名港）」

■場所：洲本市総合福祉会館 3 階 研修室 3

■出席： (敬称略)

	分類	役職	機関・団体等の役職名	氏名
①～③共通	国	委員	国土交通省 神戸運輸監理部 兵庫陸運部 輸送部門 首席運輸企画専門官	栞原 岳志
	洲本市	部会長	洲本市都市整備部長	塩唐松 照佳
	洲本市	委員	洲本市五色総合事務所長	竹内 みづほ
①のみ	運送事業者	委員	みなと観光バス株式会社 代表取締役	池田 剛久
②のみ	運送事業者	委員	本四海峡バス株式会社 運輸部長兼洲本・東浦乗車券発売所長	磯部 圭市
③のみ	運送事業者	委員	淡路交通株式会社 取締役バス事業部長	片岸 章文

■要旨

1. 開会（①～③共通）

発言者	内容
事務局	只今より「令和 8 年度第 1 回洲本市地域公共交通会議運賃協議部会」を開会する。

●委員紹介

発言者	内容
事務局	事務局より運賃協議部会委員の紹介。 ※上記の出席委員名簿を参照。

●部会長指名

発言者	内容
事務局	洲本市地域公共交通会議設置要綱第9条第3項の規定により、「部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから会長が指名する」と定められているため、塩唐松委員を部会長に指名する。 以降、部会長に議事進行をお願いする。

2. 議事（協議事項）

●①：洲本市コミュニティバス（上灘・沼島線）の運賃案について

発言者	内容
部会長	次第に従って議事を進める。まず、協議事項の洲本市コミュニティバス（上灘・沼島線）の運賃案について事務局より説明をお願いする。
事務局	資料(P8～9)により説明。 まずは事務局より運賃協議部会の主旨について説明する。令和5年10月1日より改正された道路運送法第9条第4項の規定に基づき、「路線又は営業区域に係る運賃等」について協議が必要となった場合、地域公共交通会議の中に運賃協議をする部会を設置することが定められた。この規定に基づき、本日の運賃協議部会が開催されている。 運賃設定案については、道路運送法第9条第5項の規定に基づき、利用者や地域住民の意見を広く伺うための意見募集を実施した。実施期間は令和8年6月9日（火）から15日（月）までの7日間。市の窓口、ホームページ等で案内を行ったが、意見等は特段なかった。 この後、今回の運賃改定の主旨、改定運賃案に対し、いただいたご意見についてご審議いただく。また、本日の運賃協議部会で承認いただいた運賃案を、この後開催される地域公共交通会議で報告させていただく。
部会長	会議の設立趣旨及び運賃設定の流れに関する事務局からの説明に対して、ご意見、ご質問のある方はいますか。 (意見・質問なし)
部会長	続いて、運賃案についての説明をお願いする。
事務局	資料（P10～19）により説明。 令和8年9月30日をもって現在の運行事業者への委託期間が満了する。令和8年10月1日からは新たな体制として運行していくことになり、上灘・沼島線は

	みなと観光バス株式会社に委託することになる。運行主体は変更になるが、現在の運賃設定は引き継ぐものとなっている。 令和4年10月1日より、少子化や自動車の普及により利用者が減少しているバスの利用促進として、島内路線バスの運行区間、運行便数、運行ダイヤ、運賃が再編された。上灘・沼島線においても、1乗車あたりの運賃を普通運賃から約6割に減額し、上限を500円とする協議運賃を導入している。 運賃設定はこれまでと変更なく、また、寄せられた意見もなかったことから原案の運賃設定の承認について審議していただきたい。
部会長	只今の説明に対して、ご意見、ご質問のある方はいますか。
桒原委員	運行事業者としてもこの運賃設定で問題ないか。運行するにあたっては市から補助が入るのか。
事務局	運行費を委託料として支払うような契約になる。
桒原委員	上灘・沼島線は南あわじ市にもまたがる路線であるが、その点の調整については問題ないか。
事務局	南あわじ市にも本市の状況は共有しており、現時点での了解はいただいている形になる。委託料等の話もあり、これから最終的な調整に入っていくことになる。
桒原委員	バス車両の確保については。
池田委員	14人乗りで車いす対応のものを準備している。1台はこれから改造し、運行開始に間に合わせる。
部会長	他に質問等もないようなので、本日の協議事項である洲本市コミュニティバス（上灘・沼島線）の運賃案について原案のとおり承認してよいか。 （→承認） 本運賃協議部会における議事は以上となる。

●②：洲本市コミュニティバス（五色地域線）の運賃案について

発言者	内容
部会長	次第に従って議事を進める。まず、協議事項の洲本市コミュニティバス（五色地域線）の運賃案について事務局より説明をお願いします。
事務局	資料(P8～9)により説明。 まずは事務局より運賃協議部会の主旨について説明する。令和5年10月1日より改正された道路運送法第9条第4項の規定に基づき、「路線又は営業区域に係

	る運賃等」について協議が必要となった場合、地域公共交通会議の中に運賃協議をする部会を設置することが定められた。この規定に基づき、本日の運賃協議部会が開催されている。 運賃設定案については、道路運送法第9条第5項の規定に基づき、利用者や地域住民の意見を広く伺うための意見募集を実施した。実施期間は令和8年6月9日（火）から15日（月）までの7日間。市の窓口、ホームページ等で案内を行ったが、意見等は特段なかった。 この後、今回の運賃改定の主旨、改定運賃案に対し、いただいたご意見についてご審議いただく。また、本日の運賃協議部会で承認いただいた運賃案を、この後開催される地域公共交通会議で報告させていただく。
部会長	会議の設立趣旨及び運賃設定の流れに関する事務局からの説明に対して、ご意見、ご質問のある方はいますか。 （意見・質問なし）
部会長	続いて、運賃案についての説明をお願いします。
事務局	資料（P10～20）により説明。 令和8年9月30日をもって現在の委託期間が満了する。令和8年10月1日からは新たな体制として運行していくことになり、五色地域線は本四海峡バス株式会社に委託することになる。運行主体は変更になるが、現在の運賃設定は引き継ぐものとなっている。 令和4年10月1日より、少子化や自動車の普及により利用者が減少しているバスの利用促進として、島内路線バスの運行区間、運行便数、運行ダイヤ、運賃が再編された。五色地域線は淡路交通株式会社の「都志線」と共通乗車が可能になり、「南橋」～「三木田口」停留所が新設され、運賃においても普通運賃を約6割に減額する協議運賃を導入している。また、都志線とのオープンドア化により定期券・回数券の共通利用が実現しており、10月からの運行についても利用者の利便性向上のため、現在の協議運賃を引き継ぐこととしている。 また、意見募集の結果、寄せられた意見もなかったことから原案の運賃設定の承認について審議していただきたい。
部会長	只今の説明に対して、ご意見、ご質問のある方はいますか。
衆原委員	バス車両の確保については。
磯部	現在、確保できている車両はない。新車で入手することは難しいので、中古で手

委員	配中である。1台は現在運行しているものと同程度のものとして、リフト付きのものを確保予定。様々なところに声をかけ、どの車を選定していくかという段階である。
桒原委員	ドライバーの確保の方は。
磯部委員	9月の時点で確保ができていればベストだが、運行管理を行う予定である洲本営業所のドライバーにしばらくの間運行してもらう可能性もある。
桒原委員	狭いルートを通る路線でもある。運行に慣れるまでの時間も必要だと思うが、問題ないか。
磯部委員	五色地域内を運行している鮎原線を運行していたり、淡路島内に住んでいるドライバーもいるため、そこまで心配していない。
部会長	他に質問等もないようなので、本日の協議事項である洲本市コミュニティバス（五色地域線）の運賃案について原案のとおり承認してよいか。 (→承認) 本運賃協議部会における議事は以上となる。

●③：淡路交通株式会社「縦貫線（下加茂・洲本車庫前～洲本バスセンター～津名港）」の運賃案について

発言者	内容
部会長	次第に従って議事を進める。まず、協議事項の淡路交通株式会社「縦貫線（下加茂・洲本車庫前～洲本バスセンター～津名港）」の運賃案について説明をお願いする。
事務局	資料(P8～9)により説明。 まずは事務局より運賃協議部会の主旨について説明する。令和5年10月1日より改正された道路運送法第9条第4項の規定に基づき、「路線又は営業区域に係る運賃等」について協議が必要となった場合、地域公共交通会議の中に運賃協議をする部会を設置することが定められた。この規定に基づき、本日の運賃協議部会が開催されている。 運賃設定案については、道路運送法第9条第5項の規定に基づき、利用者や地域住民の意見を広く伺うための意見募集を実施した。実施期間は令和8年6月9日（火）から15日（月）までの7日間。市の窓口、ホームページ等で案内を行ったが、意見等は特段なかった。

	この後、今回の運賃改定の主旨、改定運賃案に対し、いただいたご意見についてご審議いただく。また、本日の運賃協議部会で承認いただいた運賃案を、この後開催される地域公共交通会議で報告させていただく。
部会長	会議の設立趣旨及び運賃設定の流れに関する事務局からの説明に対して、ご意見、ご質問のある方はいますか。 (意見・質問なし)
部会長	続いて、運賃案についての説明を片岸委員より願います。
片岸委員	資料（P21～27）により説明。 淡路市と洲本市を結ぶ主要幹線道路である縦貫線において、以前、通学の利便性向上のため、指定停留所として「津名高校前」が追加された。今回「志筑」と「津名高校前」の間に新たに停留所が追加になるが、距離があるにも関わらず高齢者が歩いて移動することが多かった。 今回追加される停留所は淡路市のコミュニティバスで使用されている。競合することになるが、市と協議の上、追加することになった。コミュニティバスでは「志筑」と「津名高校前」までの間に 5 つの停留所があるが、交差点に近い、バスベイがないという理由から警察協議の結果、今回の 3 停留所の追加となった。運賃は上げることなく途中で挿入する形で協議を調えたい。
部会長	只今の説明に対して、ご意見、ご質問のある方はいますか。
栞原委員	運賃表にある赤字は協議運賃、黒字は従来運賃と記載されているが、この従来運賃とは上限運賃ではなく実施運賃の認識でいいか。
片岸委員	従来運賃＝実施運賃との認識で問題ない。厳密にいうと、当時は上限運賃だったが、現在は上限運賃の方を高く設定しているため、実施運賃となっている。
栞原委員	今回の停留所の追加に伴い、「津名高校前」、「津名港」に停車するのが 1 分遅くなっている。迂回するルートになっているが現在のダイヤで問題ないか。
片岸委員	街中を走行することになるため、長く停車しない方がいいということからよりスムーズに運行するため、時刻を計算し、警察の確認を取っている。
栞原委員	縦貫線を運行している中で今回の停留所でも降りたいという旨の声はあったのか。コミバスとのバッティングについては。
片岸委員	声はあった。 コミバスとの競合については、運行時刻をずらすことで調整をしている。コミバスとはバスのサイズも異なり、車外へのアナウンスも実施しているため、乗客が間違ってしまう事態もある程度予防できるのではないかと考えている。

栴原 委員	運賃はコミバスに同調しているのか。
片岸 委員	合わせていない。コミバスの方は市民なのかそれ以外なのか、学生なのか高齢者なのかといったように様々な運賃設定がある。
部会長	他に質問等もないようなので、本日の協議事項である淡路交通株式会社「縦貫線（下加茂・洲本車庫前～洲本バスセンター～津名港）」の運賃案について原案のとおり承認してよいか。 (→承認) 本運賃協議部会における議事は以上となる。

3.閉会（①～③共通）

●連絡事項

発言者	内容
事務局	当運賃協議部会において運賃案に対する協議が調ったことを、この後 15 時 30 分より開催される「令和 8 年度第 1 回洲本市地域公共交通会議」において部会長に代わり事務局より会長に報告させていただく。 以上を持ちまして、令和 8 年度第 1 回洲本市地域公共交通会議運賃協議部会を終了します。ありがとうございました。